

4 法人税

4-1 課税状況

(1) 現事業年度課税状況

区分	法定事業年度分			清算確定分			税額合計
	所得金額	所得に対する税額	税額	清算所得金額	清算所得に対する税額	税額	
平成10年分	百万円 1,122,212	百万円 396,266	百万円 391,213	百万円 516	百万円 171	百万円 186	百万円 391,398
11	1,064,954	345,862	343,945	266	77	59	344,004
12	1,215,340	347,348	347,722	258	72	64	347,786
13	1,218,796	347,242	347,934	236	54	53	347,987
14	1,037,050	294,081	294,944	620	164	141	295,086
15	1,010,972	286,815	286,898	370	99	98	286,996
内国法人	普通法人	959,504	275,480	276,160	339	92	276,251
	人格のない社団等	812	190	190	—	—	190
	協同組合等	41,581	9,148	8,574	31	6	8,580
	公益法人等	9,072	1,996	1,973	—	—	1,973
外国法人	3	1	1	—	—	—	1
合計	1,010,972	286,815	286,898	370	99	98	286,996

調査対象等：平成15年2月1日から平成16年1月31日までの間に終了した事業年度分について、平成16年6月30日現在の事績を「法人税事務整理表（申告書及び決議書）」に基づいて作成した。

用語の説明：1 清算所得とは、法人が解散した場合における残余財産の価額が、解散の時にける資本金額など（合併による解散の場合は特例計算がある。）と利益積立金額などとの合計額を超える金額のことをいう。

2 税額とは、所得（土地譲渡利益金を含む。）及び留保の金額に対する税額から、所得税額及び外国税額などの控除額を差し引いた税額をいう。

(2) 既往事業年度課税状況

区分	法定事業年度分			清算確定分			税額合計
	申告額	処理による増差税額のあるもの	処理による減差税額のあるもの	申告額	処理による増差税額のあるもの	処理による減差税額のあるもの	
事業年度数							
合計	3,363	50	532	—	—	—	—
うち内国普通法人	2,975	47	490	—	—	—	—
所得金額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
合計	13,122	1,872	2,014	0	—	—	—
うち内国普通法人	11,862	1,849	1,721	—	—	—	—
税額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
合計	3,961	578	724	—	—	—	4,633
うち内国普通法人	3,680	573	646	—	—	—	4,407

調査対象等：平成15年1月31日以前に終了した事業年度分について、平成15年7月1日から平成16年6月30日までの間に処理した事績を、「法人税事務整理表（申告書及び決議書）」に基づいて作成した。